

京都市教育委員会告示第1号

京都市文化財保護条例第6条第1項の規定に基づき別表第1に掲げる文化財を京都市指定有形文化財に、同条例第30条第1項の規定に基づき別表第2に掲げる文化財を京都市指定有形民俗文化財に指定したので、同条例第6条第3項（第30条第2項において準用する場合を含む。）の規定により告示します。

平成20年4月1日

京都市教育委員会

別表第1

京都市指定有形文化財

区分	名称	数	所有者	所有者の住所
古文書	永運院文書	179点	京都市	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
考古資料	平安宮内裏承明門跡 地鎮め遺構出土品	42点	京都市	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

別表第2

京都市指定有形民俗文化財

名称	数	所有者	所有者の住所
蟪蛄山御所車及び装飾品	1基・13点	蟪蛄山保存会	京都市中京区西洞院通錦小路下る蟪蛄山町
綾傘鉾装飾品	55点附2点	綾傘鉾保存会	京都市下京区綾小路通室町西入る善長寺町
鷹山装飾品	13点	衣棚町鷹山保存会	京都市中京区三条通室町西入る衣棚町

(文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課)